

秋田市空き家定住推進事業補助金交付要綱

〔平成27年3月20日〕
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家バンク等を利用して定住を希望する者の住環境整備を図り、空き家の利活用による定住を促進させるため、秋田市空き家定住推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、秋田市空き家バンク制度実施要綱（平成27年3月9日市長決裁）の例による。

(補助対象者)

第3条 秋田市空き家定住推進事業（以下「補助事業」という。）の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 物件台帳に登録された空き家又は不動産関係団体加盟事業者（以下「事業者等」という。）の仲介により取引された戸建ての物件（以下「空き家等」という。）を購入し、市外から移住するため、増築、改築（建替えを含む。）又はリフォーム（以下「リフォーム等」という。）を行う者

(2) 空き家等を賃借し、市外から移住するため、リフォーム等を行う者

(3) 空き家等を市外から移住する者に賃貸するため、リフォーム等を行う所有者等

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める者

2 前項第1号および第2号に規定する者ならびに前項第3号の市外から移住する者には、東日本大震災に起因して、避難し、現に市内に居住している者を含むものとする。

3 秋田市中心市街地活性化基本計画の区域内および秋田市立地適正化計

画の居住誘導区域内にある空き家等（以下「中活区域内等物件」という。）にあっては、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者についても補助対象者とする。

- (1) 中活区域内等物件を購入し、当該物件に居住するため、リフォーム等を行う市内の在住者
- (2) 中活区域内等物件を賃借し、当該物件に居住するため、リフォーム等を行う市内の在住者
- (3) 中活区域内等物件を市内の在住者に賃貸するため、リフォーム等を行う所有者等

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者となることができない。

- (1) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者
- (2) 市外に居住し、1年に満たない者（第1項第3号の所有者等、第2項に該当する者および前項に該当する者は除く。）
- (3) 所有者等又はその配偶者の法定相続人となる者
- (4) 市税を滞納している者（第1項第3号の所有者等および前項各号に掲げる者に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者
（補助対象住宅）

第4条 補助事業の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築から10年以上経過した空き家等であること。
- (2) 第8条の規定による申請があった日から起算して1年前の日までの間に、所有者等との間において売買契約もしくは賃貸借契約が成立し、又は売買契約もしくは賃貸借契約の締結について同意が得られている空き家等であること。
- (3) 空き家等の購入又は賃貸借に関して、秋田市多世帯同居・近居定住推進事業補助金交付要綱による補助金を受けていないもの又は受ける予定のないものであること。
- (4) 過去に補助金（前号に掲げるものを除く。）の交付を受けたこと

ない空き家等であること。

(補助対象工事等)

第5条 補助事業の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 空き家等に居住するために必要となる住宅本体の工事であって、次の各号のいずれかに該当する工事であること。

ア 自ら居住するためのリフォーム等

イ 屋根、雨樋、柱、外壁等の修繕、塗装等の外装工事

ウ 床、内壁、天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事

エ 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事

オ 電気、ガス等の設備工事

カ トイレ、風呂、キッチンの改修等の給排水工事

キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が居住に当たり必要と認めるもの

(2) 市内に本店、支店又は営業所等を有する建設業者等が施工する工事であること。

(3) 補助対象者が申請する年度内に完了する工事であって、指定した期日までに第13条に規定する完了実績報告書を提出できる工事であること。

(4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に行われた工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事については、補助対象工事に該当しないものとする。

(1) 敷地造成、門、塀その他の外構工事

(2) 物置、車庫等の附属設備の修繕、設置工事等

(3) 国からの補助を受けて行った工事（当該補助の対象となった部分に限る。）

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として適当でないと認める工事

(補助の範囲)

第6条 市長は、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用および諸経費を合計した額（消費税および地方地方消費税相当額を含む。）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、第3条第1項第1号に該当する補助対象者にあつては100万円を、同項第2号又は第3号に該当する補助対象者にあつては30万円を、同条第3項第1号に該当する補助対象者にあつては50万円を、同項第2号および第3号に該当する補助対象者にあつては20万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、空き家定住推進事業補助金交付申請書（様式第1号）および誓約書兼同意書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (2) 重要事項説明書の写し（物件台帳に登録された空き家であつて、事業者等の仲介によって取引されていないものを除く。）
- (3) 転入前又は転居前の住所を確認することができる住民票又は戸籍の附票（第3条第1項第3号、同条第2項および同条第3項第3号の規定による補助対象者が申請者である場合を除く。）
- (4) 賃借人の転入前又は転居前の住所を確認することができる書類（第3条第1項第3号および同条第3項第3号の規定による補助対象者が申請者である場合に限る。）
- (5) 工事請負契約書又は請書の写し
- (6) 工事内訳明細書又は見積書の写し
- (7) 工事着手前の写真
- (8) 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合は、確認済証の写しおよび図面
- (9) 建物の登記事項証明書（第3条第1項第3号又は同条第3項第3号

に該当する者が申請者である場合に限る。)

(10) 本市市税に滞納がないこと証する納税証明書（第3条第1項第3号又は同条第3項各号に該当する者が申請者である場合に限る。)

(11) 東日本大震災に起因して避難している者であることが分かる書類および市内に居住していることが分かる書類（第3条第2項の規定による補助対象者が申請者の場合に限る。)

(12) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付の決定等)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、空き家定住推進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付の決定をしたときは、空き家定住推進事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金の適正な執行を期するため、市長が補助金の交付申請その他の必要な事項についての確認又は検査を求めたときは、これに協力すること。

(2) この要綱および関係法令を遵守すること。

(3) 第3条第1項第1号、同項第2号、同条第3項第1号又は同項第2号の補助対象者にあつては、補助金の交付の決定後3年以内に当該補助金に係る補助対象住宅に居住しなくなったときは、市長が承認する場合を除き、補助金を返還すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(申請内容の変更)

第11条 第9条第2項の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、第8条の規定に基づく申請の内容を変更をしようとするときは、速やかに空き家定住推進事業補助金交付変更申請書（様式第5号）にその内容を確認することができる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第9条および第10条の規定は、前項の場合について準用する。

（補助対象工事中止又は廃止）

第12条 交付決定者は、補助対象工事を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに空き家定住推進事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

（完了実績報告）

第13条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、空き家定住推進事業完了実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事に要した経費の領収書の写し
 - (2) 世帯全員の転入後又は転居後の住民票（第3条第2項の規定による補助対象者が交付決定者である場合は、補助対象住宅に居住したことが分かる書類）
 - (3) 賃借人が補助対象住宅に居住したことが分かる書類（第3条第1項第3号又は同条第3項第3号に該当する者が交付決定者である場合に限る。）
 - (4) 補助対象工事を行った住宅の工事部分の施工中および施工後の写真
 - (5) 確認済証の交付を受けた場合は、建築基準法第7条又は同法第7条の2の規定に基づき交付された検査済証の写し
 - (6) 建物の登記事項証明書（第3条第1項第3号又は同条第3項第3号に該当する者が交付決定者である場合を除く。）
 - (7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類
- （補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による報告があったときは、書類の審査および必要に応じて行う現地調査により、補助対象工事の成果が補助金の交付の決定内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて確認を行い、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、空き家定住推進事業補助金額確定通知書（様式第8号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、空き家定住推進事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第16条 市長は、前条の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（是正のための措置）

第17条 市長は、第13条の規定による報告を受けた場合において、書類の審査および必要に応じて行う現地調査により、補助対象住宅および補助対象工事が要件に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置を交付決定者に対して求めることができる。

2 市長は、補助事業に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し、必要な報告を求めることができる。

（補助金の交付決定の取消し）

第18条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽り又は不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 第10条の規定に基づき付した条件に従わなかったとき。
- (3) 前条の規定に基づく求めに従わなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、空き家定住推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第19条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該交付決定者に対し、補助金の一部又は全部の返還を求めるものとする。

2 前項の規定に基づき補助金の一部又は全部の返還を求めるときは、空き家定住推進事業補助金返還命令書（様式第11号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 秋田市空き家定住推進事業補助金交付要綱事務取扱基準（平成27年4月1日住宅整備課長決裁）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。